

平成 23 年度 主要な政策に係る評価書

分野	行政改革・行政運営		政策の予算額・執行額（百万円）			評価実施 （予定）時期	平成 23 年 9 月
政策名	政策 2：適正な行政管理の実施			22 年度	23 年度	担当部局	行政管理局（定員総括、行革総括、企画調整課行政手続・制度調査室、行政情報システム企画課情報公開推進室・個人情報保護室）
基本目標	国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取組を進めることにより、簡素で効率的な政府を実現する。 また、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用することにより、行政の信頼性確保及び透明性の向上を図る。		予算額	226 百万円	185 百万円		
政策の概要	国の行政機関等の減量・効率化を図るとともに、行政手続制度・行政不服審査制度・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。		執行額	144 百万円		作成 責任者名	企画調整課課長 山下 哲夫 行政情報システム企画課課長 吉牟田 剛
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 （施策目標との因果関係）	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
		目標（値） 【目標年度】		21 年度現在	22 年度実績		
国の行政組織等の減量・効率化を推進すること	1	国の行政機関の定員の再配置と減量・効率化  定員合理化計画の各省別目標数の設定 【22 年度】  行政需要に応じた適切な定員の審査を実施 【22 年度】	行政需要に応じ、各省をまたがる定員の再配置と行政組織の減量・効率化を図ることは、行政組織等の減量・効率化の推進につながることから、指標として設定。	平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間に平成 21 年度末定員の 10%を削減するとともに、平成 22 年度における各省別定員合理化計数を設定（全体で▲6,066 人）  21 年度の定員審査結果に基づく、22 年度における定員の純減 ▲773 人 （このほか、定員純減計画に基づく独法移行減等（▲6,900 人））	平成 23 年度における各省別定員合理化数を設定（全体で▲6,157 人）  22 年度の定員審査結果に基づく、23 年度における定員の純減 ▲1,300 人	各省別定員合理化数の設定及び行政需要に応じた定員審査を通じて、平成 23 年度においては、1,300 人の純減を確保する一方、治安や安全・安心など、重要な部門・施策には可能な限り増員措置をすることにより、メリハリをつけた定員管理を実現した。  23 年度機構・定員審査においては、事業仕分け、行政事業レビュー、地域主権改革における出先機関の事務・権限の見直し、情報通信技術の活用等の各種改革について、その見直しの結果を審査に反映させ、行政組織等の減量・効率化を推進した。	
	2	国の行政組織等の減量・効率化の実施状況  各種改革、業務見直しの結果を定員審査に反映 【22 年度】	事業仕分けの結果等を機構・定員に着実に反映することは、行政組織等の減量・効率化の推進につながることから、指標として設定。				
行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること	3	行政手続制度について、意見公募手続における意見提出期間 30 日以上件の割合  意見提出期間を 30 日未満とする真にやむを得ない理由があるものを除き、100% 【22 年度】	意見公募手続について、意見提出期間、命令等の公布と同時期の結果公示の状況及びパブリックコメントのアクセス件数を把握し、適正な運用を促すことは、行政運営における公正の確保及び透明性の向上につながることから、指標として設定。	意見提出期間 30 日以上を確保した件数の割合 93.1% （H20 年度 90.5%）	平成 21 年度における行政手続法の施行状況調査については、平成 22 年 12 月に結果を取りまとめたところ、意見提出期間 30 日以上を確保した件数の割合は 93.1%（なお、残る 6.9%の事案について、意見提出期間が 30 日未満となった理由は、例えば、「法令の公布・決定等から施行までの期間が短く、当該法令の施行に併せて命令等を定めるためには、意見提出期間を短縮する必要があるため」など、いずれも「真にやむを得ない理由」に該当するものと認められた。）、結果公示までの期間が 5 日未満の件数の割合は 80.8%であった。いずれも高い水準で推移しているものの更なる改善が必要と考えられる。 したがって、このような結果を踏まえ、平成 23 年 2 月に各府省等に対し、結果公示は命令等の公布・決定等と同時期に実施する必要があることなど今後の留意点を提示するとともに、行政手続法の適切な運用に努めるよう通知した。 また、このような取組と併せ、各府省等からの照会への対応や各府省等を対象とした行政手続制度全般に関する研修の実施などを通じて、制度の趣旨の徹底を図っている。		
	4	行政手続制度について、意見公募手続を実施して定めた命令等の公布・決定等と同時期の結果公示の件数の割合  100% 【22 年度】		結果公示までの期間が 5 日未満の件数の割合 80.8% （H20 年度 77.3%）			

	5	行政手続制度について、e-Govを通じたパブリックコメントのアクセス件数	前年度比増 (H21 年度におけるH20 年度比 2.7%増と同程度) 【22 年度】		—	e-Gov 内のパブリックコメントに関するページのクリック回数(※平成 22 年度(787 万回)は、平成 21 年度(1,530 万回)から半減。)は把握できるものの、e-Gov を通じたパブリックコメント(個別の意見公募案件)のアクセス件数については把握できないため、当該指標を用いて評価することができない。 ページクリック回数は、平成 22 年度は前年度より半減しているが、これは、平成 22 年 3 月末の e-Gov 改修によりパブリックコメントの検索方法が改善されたことにより、閲覧を希望する案件にたどりつくまでのページクリック回数が減少したことが寄与したものと考えられる。 なお、平成 23 年 2 月には各府省等に対し、パブリックコメントの実施についての周知を、広く一般に対し積極的に行うよう努める必要がある旨通知した。
	6	行政不服審査制度について、6 か月以内に審査請求が処理された件数の割合	現況より増加させることとし 70%を目指す 【22 年度】	審査請求について、個別の事案に応じて事務処理に要する期間が異なることに留意しつつ、処理期間の傾向を把握し、簡易迅速な手続の実施を促進することは、国民の権利利益の救済につながることから、指標として設定。	53.2% (H20 年度 56.8%)	平成 22 年 4 月に、平成 21 年度における行政不服審査法の施行状況調査を行い、平成 22 年 10 月に結果を取りまとめたところ、各府省等の審査請求の処理件数は 9,827 件であり、審査請求後 6 か月以内の処理件数の割合は 53.2% (5,228 件)、審査請求の処理期間が 1 年を超える件数の割合は 12.1% (1,190 件)であった。平成 20 年度の実績(審査請求の処理件数 10,449 件、審査請求後 6 か月以内の処理件数の割合 56.8% (5,940 件)、審査請求の処理期間が 1 年を超える件数の割合 8.5% (891 件))と比べると、審査請求の処理期間が 6 か月以内である件数及びその割合が減少する一方、1 年を超える件数及びその割合は増加している。 このような結果を踏まえ、平成 22 年 10 月に各府省等に対し、事務処理の迅速化など今後の留意点を提示するとともに、不服申立ての適切な処理を行うよう通知した。 また、各府省等からの照会への対応や各府省等を対象とした行政不服申立制度全般に関する研修の実施により、制度の趣旨の徹底を図っている。
	7	行政不服審査制度について、審査請求の処理期間が 1 年を超える件数の割合	現況より減少させることとし 5%を目指す 【22 年度】		12.1% (H20 年度 8.5%)	
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、国民の権利利益の救済、行政運営における公正、信頼性の確保・透明性の向上を図ること	8	国の行政機関等における情報公開制度において、延長等手続を採ることなく、開示請求から 30 日以内に開示決定等がされたものの割合 (行政機関及び独立行政法人等)	前年度値より増加 【22 年度】	行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、原則的な開示期限である 30 日以内に開示決定等がなされることが、行政の信頼性及び透明性の向上に資すると考えられるため、指標として設定。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関 : 88.2%</li> <li>・独立行政法人等 : 86.5%</li> </ul> (H20 年度) <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関 : 89.9%</li> <li>・独立行政法人等 : 87.4%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関 : 87.1%</li> <li>・独立行政法人等 : 79.7%</li> </ul> (平成 23 年 12 月 1 日追記) 国の行政機関等における開示決定期限の状況については、平成 22 年度における行政機関等の情報公開法の施行状況調査の実施により、平成 23 年 11 月を目途に公表を予定している。 なお、平成 22 年度においては、平成 21 年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における開示決定期限の状況を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修の実施により趣旨の徹底を図った。 また、平成 21 年度の実績は、行政機関の開示決定等件数 62,916 件のうち、原則的な開示期限である 30 日以内に決定がされたものの割合は 88.2% (55,467 件)、独立行政法人等の開示決定等件数 3,252 件のうち、原則的な開示期限である 30 日以内に決定がされたものの割合は 86.5% (2,812 件)であり、平成 20 年度の実績(行政機関:開示決定等件数 68,620 件中の 89.9% (61,712 件)、独立行政法人等:開示決定等件数 3,440 件の 87.4% (3,006 件))と比べると、行政機関・独立行政法人等ともに、30 日以内の開示決定等の割合は前年度からおおむね横ばいとなっている。

9	<p>国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の適切な管理のための監査実施率 (行政機関及び独立行政法人等)</p>	<p>前年度値より増加 【22年度】</p>	<p>適時の監査の実施により個人情報保護の適正な運用が促進され、もって国民の権利利益の保護につながると考えられるため、指標として設定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関：100%</li> <li>・独立行政法人等：88.9%</li> </ul> <p>(H20年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関：97.5%</li> <li>・独立行政法人等：87.9%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関：97.6%</li> <li>・独立行政法人等：90.2%</li> </ul> <p>(平成23年12月1日追記)</p>	<p>国の行政機関等における監査実施率については、平成22年度における行政機関等の個人情報保護法の施行状況調査の実施により、平成23年11月を目途に公表を予定している。</p> <p>なお、平成22年度においては、平成21年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における監査実施率を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修の実施により趣旨の徹底を図った。</p> <p>また、平成21年度の実績は、行政機関・独立行政法人等とともに、監査実施の割合は前年度より増加し、特に行政機関においては100%を達成した。</p>
10	<p>国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数 (行政機関及び独立行政法人等)</p>	<p>前年度件数より減少 【22年度】</p>	<p>行政機関等における個人情報の漏えい等の発生件数を減らし、個人情報の適切な管理を実施することは、国民の権利利益の保護につながると考えられるため、指標として設定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関：321件</li> <li>・独立行政法人等：2,216件</li> </ul> <p>(H20年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関：473件</li> <li>・独立行政法人等：2,456件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関：498件</li> <li>・独立行政法人等：2,006件</li> </ul> <p>(平成23年12月1日追記)</p>	<p>国の行政機関等における漏えい等の状況については、平成22年度における行政機関等の個人情報保護法の施行状況調査の実施により、平成23年11月を目途に公表を予定している。</p> <p>なお、平成22年度においては、平成21年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における漏えい等の状況を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修の実施により趣旨の徹底を図った。</p> <p>また、平成21年度の実績は、行政機関・独立行政法人等とともに、個人情報の漏えい等事案の件数は前年度より減少している。</p>

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	定員合理化計画の各省別目標数の設定及び行政需要に応じた定員審査の実施	106 百万円	77 百万円	1~2	定員合理化計画の各省別目標数の設定及び行政需要に応じた定員審査等により、各省をまたがる定員の再配置と行政組織の減量・効率化を図ることで行政組織等の減量・効率化の推進につながる。
2	行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用			3~7	意見公募手続における意見提出期間の設定状況、命令等の公布と同時期の結果公示の状況を把握するなどし、これらを踏まえて行政手続制度の適正な運用を促すことは、行政運営の公正の確保及び透明性の向上につながる。 審査請求の処理期間の傾向を把握し、これを踏まえて行政不服審査制度における簡易迅速な手続の実施を促進することは、国民の権利利益の救済を図ることにつながる。
3	国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用	120 百万円	108 百万円	8~10	施行状況調査の実施等により国の行政機関等における制度の運用状況を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修を通じた制度の趣旨の徹底を行い、情報公開制度・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用することは、行政運営における公正、信頼性の確保・透明性の向上、国民の権利利益の救済を図ることにつながる。
政策全体の 総括的な評価		<p>国の行政組織等の減量・効率化については、定員合理化計画の各省別目標数の設定及び行政需要に応じた定員審査を通じ、厳しい増員抑制等により、平成 23 年度においては、1,300 人の定員純減を確保する一方、治安や安全・安心など重要な部門・施策には重点的に増員措置することにより、行政需要に応じたメリハリのある定員配置を実現した。また、機構についても、既存組織の合理的再編成を基本に、各府省の組織再編を認めた。今後も計画的な定員の合理化と行政需要に応じた定員審査、既存組織の合理的再編成等を通じて、一層の減量・効率化に向けた取組を継続する。</p> <p>行政手続制度について、施行状況調査の結果を見ると、意見提出期間 30 日以上を確保した件数の割合及び結果公示までの期間が 5 日未満の件数の割合は高い水準で推移しており、概ね適正かつ円滑な運用が行われ、行政運営における公正の確保及び透明性の向上が図られているものといえるが、命令等の制定から長期間結果公示が実施されない例なども見られることから、引き続き、各府省等に対し、通知や研修等を通じて、制度の適切な運用に努めるよう注意喚起を行っていく。</p> <p>行政不服審査制度については、施行状況調査の結果を見ると、審査請求の処理期間が 6 か月以内である件数及びその割合が減少する一方、1 年を超える件数及びその割合が増加するなど、審査請求の処理期間が長期化しているものも見られることから、引き続き通知や研修等を通じて、各府省に対し、事務処理の迅速化等に努めるよう注意喚起を行っていく。なお、公正さにも配慮した簡易迅速な手続の下で柔軟かつ実効性のある権利利益の救済の実現を図るべく、施行状況調査の結果を行政救済制度検討チームにおいて活用し、行政不服審査法の見直しを進めているところである。</p> <p>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度については、平成 21 年度の施行状況調査ではおおむね前年度の指標を上回っており、適正かつ円滑な運用が図られているが、いまだ、開示請求から 30 日を超えて開示決定等がされたものや、監査未実施、個人情報の漏えい等事案も存在する。このため、引き続き、連絡会議や研修等において、両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起を行う。</p>			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分 (抜粋)		
	—	—	—		
学識経験を有する者の知見の活用	平成 23 年 9 月、明治大学経営学部菊地端夫准教授に御意見を伺ったが、特段の御意見はなかった。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○平成 23 年度機構・定員の要求について (平成 22 年 9 月) (URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_01000001.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_01000001.html</a>)</p> <p>○平成 23 年度機構・定員の審査結果 (平成 22 年 12 月) (URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_01000002.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_01000002.html</a>)</p> <p>○行政手続法の施行状況に関する調査結果—国の行政機関— (平成 22 年 12 月) (URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_01000002.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_01000002.html</a>)</p> <p>○平成 21 年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果—国における状況— (平成 22 年 10 月) <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_01000001.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_01000001.html</a>)</p> <p>○平成 21 年度における情報公開法の施行の状況について (平成 22 年 10 月) (URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/kekka_h21.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/kekka_h21.html</a>)</p> <p>○平成 21 年度における行政機関等個人情報保護法の施行の状況について (平成 22 年 10 月) (URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojyokyo_h21.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojyokyo_h21.html</a>)</p>				

(注) 1 平成 22 年度目標設定表で「参考となる指標」として挙げた下記の指標については、今年度は施策目標の達成状況が端的にわかる指標を厳選して評価することとしたことから、評価の対象としない。

「行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用」のうち、「意見提出期間を 30 日未満とした理由」、「意見考慮期間 (意見提出期間終了から命令等の公布・決定までの期間)」、「提出意見を考慮した結果、提出意見が反映された案件の割合」、「意見公募に対する提出意見数」、「意見公募 1 件当たりの提出意見数」。「国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用」のうち、「開示請求件数」「開示決定等件数」、「教育研修の回数」

2 指標 2 の「目標 (値)」及び「指標の設定についての考え方」については、平成 23 年目標設定時において平成 22 年度目標設定表の内容をベースに修正を行っていることを踏まえ、修正後の指標等を本評価書において活用している。